

# 最近の政策動向について

令和4年3月

経済産業省 産業機械課

# 目次

1. **ウクライナ情勢を受けた政府の対応**
2. **水際措置の状況について**
3. **取引適正化に向けた5つの取組**
4. **経済産業税制改正のポイント**
5. **省エネ法等の改正について**

# ウクライナ情勢を受けた経済産業省の対応

## (1) ウクライナに進出する日系企業の安全確保

- 日系企業における邦人の待避状況等の確認

## (2) エネルギーの安定供給の確保

- 更なるエネルギー価格の高騰リスクへの対応を含めた、主要な消費国や産油・産ガス国、国際エネルギー機関等の関係国際機関を含む国際社会との連携、増産の働きかけ
- 油価高騰に対して、ガソリン・軽油・灯油・重油を対象とする激変緩和措置による支援の深掘り

## (3) 影響を受ける日本企業に対する支援

- JETRO：相談窓口の設置　NEXI：相談窓口の設置、迅速な保険金支払い
- 中小企業に対する支援（①政府系金融機関、中小企業団体等に特別相談窓口を設置、②日本政策金融公庫等におけるセーフティネット貸付の運用の緩和、③金融機関に対する資金繰りに関する配慮要請、事業者団体に対する価格転嫁等に関する下請事業者への配慮要請の発出）

## (4) 貿易管理に関する制裁措置

### <ロシア>

- 欧米諸国と連携した同様の輸出管理措置の実施（国際的な合意に基づく規制リストに記載されている品目や半導体を含む汎用品等のロシア向け輸出管理強化等に関する関係法令の整備）
- ロシアを仕向地とする汎用品の輸出等について一層の審査厳格化
- ロシアの軍事関連団体への輸出に係る支払の受領等の禁止

### <いわゆる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」>

- いわゆる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」との輸出入の禁止措置の導入

# (参考) 岸田内閣総理大臣記者会見 (概要)

## 2月25日 (金) に公表された措置

### 1. G7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、制裁措置を強化。

具体的には23日に発表した制裁措置に加え、以下の**3分野**における措置を速やかに実施する。

- ①**資産凍結と査証発給停止**によるロシアの個人、団体などへの制裁
- ②ロシアの金融機関を対象とする資産凍結といった**金融分野での制裁**
- ③ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品の**ロシア向け輸出に関する制裁**

### 2. 今回の事態により、わが国経済社会に生じるさまざまな悪影響を最小限にとどめるよう取り組む。

#### ①**エネルギーの安定供給について**

- ・ 国内には、現在、原油については、国、民間合わせて約**240日分の備蓄**があり、LNGについても電力会社、ガス会社において**2～3週間分の在庫**を保有。このため、**エネルギーの安定供給に直ちに大きな支障を来すことはない**と認識。
- ・ IEAや関係国と協議を行っている**国際協調での備蓄放出**や、産油・産ガス国への**増産働きかけ**など、関係国や国際機関とも連携し**必要な対策を機動的に講じ、国際的なエネルギー市場の安定化と、我が国のエネルギー安定供給の確保に万全を期す。**

#### ②**原油など燃料価格高騰に対して**

- ・ 国民生活や企業活動への**悪影響を最小限に抑える**。具体的には、**当面は燃油価格の激変緩和事業を大幅に拡充強化し、小売価格の急騰を抑制する。**
- ・ 本対策を中心とし、**業種別対策や地方の取り組み支援、中小企業対策なども含む緊急対策**を官房長官の下に設置した関係閣僚会合において早急に取りまとめる。
- ・ 電力、ガスの料金についても燃料費が上昇したとしても**急激な価格上昇が起こらないよう**に取り組む。

#### ③**その他**

- ・ **貿易保険の迅速な保険金支払**など、輸出入などの事業活動に影響を受ける日本企業の支援も講じる。

## 2月27日 (日) に公表された措置

### G7各国、国際社会とともに、ロシアに対して更に強い制裁措置をとる。

- ①**日本として、プーチン大統領を含むロシア政府関係者等に対しても資産凍結等の制裁措置**を取る。
- ②**SWIFTからのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置**を講じることとする、旨の欧米諸国による声明への参加要請に対し、**日本もこの取組に加わる。**

# 水際措置の状況について

# 水際措置緩和の概要

本年3月1日から、水際対策について以下の措置を講じる。

## 1. 入国者の待機期間等

7日間待機を原則としつつ、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を不要とする。オミクロン株の指定国については、3日間の施設待機とする。

ワクチン3回目追加接種者については、以下の扱いとする。

- ・ 指定国：検疫施設待機に代えて、自宅等待機とする。
- ・ 非指定国：自宅等待機を免除する。

自宅等待機のための自宅等までの移動（検査後24時間）につき、公共交通機関の使用を可能とする。

## 2. 外国人の新規入国

外国人新規入国について、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める。

外国人新規入国オンライン申請サイト：<https://entry.hco.mhlw.go.jp/>



## 3. 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日3,500人目途を、3月1日から1日5,000人目途に引き上げる。

## ○お問い合わせ先

- ・ 政府全体窓口

電話：050-1741-8558、050-1751-2158（受付時間 9:00～21:00）

# 取引適正化に向けた5つの取組について

# 取引適正化に向けた5つの取組

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、**下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」**（昨年未取りまとめ）の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**5つの取組**を実施していく。

（※赤字は今回新たに発表する内容）

## ◆ 年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

### 1. 価格交渉のより一層の促進

- **下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施**（2月中に順次実施）
  - 令和3年9月に実施した価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施。
- **価格交渉促進月間の3月の実施**（3月に実施し、4月にフォローアップを実施）
  - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い3月にも**価格交渉促進月間**を実施。
- **下請振興法の振興基準を改正**（年度内を想定）
  - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

### 2. パートナースhip構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て、及び②**下請取引企業に対するアンケート調査の実施**
  - ①は**年度内に取り纏めて公表**し、宣言内容の**調達現場への浸透**を促す。②は**評価結果を公表・周知**（2021年調査結果は本日公表(P5)）
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

### 3. 下請取引の監督強化

- **下請Gメンの体制強化**（4月から倍増予定）
  - 下請Gメンを来年度倍増。また、**アドバイス機能の強化**（支援機関や補助金等の紹介）や**AI等による取締りの効率化**も検討。
- **商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化**（年度内から実施）
  - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- **業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等**（順次実施）
  - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、拡充・改定を随時実施。

# 取引適正化に向けた5つの取組

(※赤字は今回新たに発表する内容)

## ◆ 前頁に加えて、新たに下記の事項にも取り組む。

### 4. 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- 「知財Gメン」の新設（今年度内にヒアリングを開始）
  - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「知財取引アドバイザリーボード」の設置（今年度内にも立ち上げ）
  - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- 商工会議所、INPIT（工業所有権情報・研修館）等の関係機関との連携の強化（年度内から実施）

### 5. 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請（2月中に各省に依頼）
  - 利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の検討を依頼し、その反映を要請。
  - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない課題の洗い出しなどを実施。中小企業庁において課題を整理し、それらの課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込むよう要請。
- 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討（2月中に金融業界に検討を依頼）
  - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。

# 経済産業税制改正のポイント

# 経済産業関係 令和4年度（2022年度）税制改正のポイント

## 1. 「成長と分配の好循環」の実現に向けた税制措置

### （1）企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化（賃上げ促進税制）

- 「成長と分配の好循環」の実現に向けて、企業の稼ぐ力を高め、その収益を従業員に還元するよう賃上げを促進することが重要。そのため、賃上げ税制を抜本的に強化し、①**資本金1億円超の大企業**については、**継続雇用者の給与を前年度比で3%以上増加させた場合に給与増加額の15%を税額控除**（同4%以上かつ教育訓練費20%以上増加で**最大30%の税額控除**など）、②**中小企業**については、**雇用者全体の給与を前年度比2.5%以上増加させた場合に給与増加額の30%を税額控除**（かつ、教育訓練費10%以上増加で**最大40%の税額控除**など）できる制度とする。

### （2）オープンイノベーションの促進

- ウイズコロナ・ポストコロナの世界を見据え、大企業等とスタートアップ企業の連携・協業（オープンイノベーション）の重要性が一層高まっている。こうした動きを加速化するため、大企業等からスタートアップ企業への出資に対して「**所得控除25%を措置**するオープンイノベーション促進税制について、**研究開発比率が一定以上等の要件を満たす場合は設立15年未満の企業も対象**とする等の拡充を行い、制度を延長する。

### （3）「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた5G税制の見直し・延長

- 5Gは地域の課題解決に資する重要な通信インフラであり、「デジタル田園都市国家構想」の実現にも必要不可欠。5G税制について、リアルタイム通信などの5Gの特徴を最大限発揮する新たな技術等の要件化や特に地方での基地局整備を加速化するための見直しを行った上で、適用期限を3年間延長し、**税額控除率を最大15%から階段状にすることで、今後3年間で集中的な整備**を促進する。

## 2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

### （1）交際費課税の特例措置の延長

- 中小企業の販路開拓・販売促進等に必要な**交際費**について、**800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を延長**する。

### （2）少額減価償却資産の特例措置の延長

- 事務負担軽減やデジタル化促進のため、中小企業が取得する**30万円未満の少額設備投資**（PC・タブレットなどの情報通信機器等）について、**年間300万円まで即時償却を可能とする特例措置を延長**する。

### （3）土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

- 土地（商業地等）に係る固定資産税**について、令和4年度は、課税額が上昇する土地について、**税額上昇分を半減する措置**を講じ、税負担の増加を緩和する。

### （4）コロナ禍等を踏まえた事業承継税制に関する所要の措置

- 中小企業向けの法人版事業承継税制**において、コロナ禍による事業承継への影響を考慮し、2023年3月までとされている**特例承継計画の提出期限を1年延長**する。

## 3. カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築

### （1）ガス供給業・電気供給業の収入金課税の見直し

- 小売全面自由化が行われ、2022年には導管部門が法的分離することを踏まえ、ガス供給業（製造・小売事業）における収入金課税について、中小ガス事業者に加え、**中堅ガス事業者は、一般の事業と同様の課税方式に見直す**。また、**大手ガス事業者等は、収入金課税の4割を見直し、一般の課税方式（付加価値割＋資本割）を組み込む**。なお、その課税のあり方については、**今後も引き続き検討**する。
- 2020年に一部見直しを実施した電気供給業における法人事業税についても、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、課税方式の更なる見直しを引き続き検討する。

### （2）エネルギー・鉱物資源の確保、再エネ投資の促進

- エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国内外の持続的な鉱業活動や資源投資を促進するため、**海外投資等損失準備金制度の延長**に加え、**減耗控除制度の一部見直し**を行った上で**制度を延長**する。
- また、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進すべく、**再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置を延長**する。

### （3）自動車関係諸税の課税のあり方の検討

- 次のエコカー減税等の期限到来時に、**自動車関係諸税について**、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について**検討を行う**。

## 4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境整備（国際課税）

- 2021年10月、OECD/G20を中心に、①市場国への課税権の配分、②グローバル最低税率課税（15%）について最終合意が実現。今後の詳細設計や国内法化に当たっては、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、**必要な検討を行う**。

- 成長と分配の好循環の実現に向けて、企業が得た利益を従業員に還元するよう賃上げを促進することが重要であり、このために必要な措置を大胆に講じる。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ **継続雇用者の給与**（給与等支給総額）が**前年度比3%以上増加**した場合に、**雇用者全体の賃上げ額**（給与増加額）の**15%を税額控除**。また、**前年度比4%以上増加**した場合には、**25%の税額控除**。
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が5%上乗せとなり、**最大30%の税額控除**。

### 【賃上げ要件】

**継続雇用者※1**の給与等支給総額が

前年度比**4%以上増加**

⇒ 給与増加額の**25%税額控除※2**

or

**継続雇用者※1**の給与等支給総額が

前年度比**3%以上増加**

⇒ 給与増加額の**15%税額控除※2**

ただし、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の企業については、**従業員や取引先などのマルチステークホルダーへの配慮についての方針（賃上げに関するものも含む）の公表**が必要



### 【上乗せ要件：人的投資】

**教育訓練費が**

前年度比**20%以上増加**

⇒ **さらに税額控除率を5%上乗せ※2**

※1 継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。

※2 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

# (1-1) 中小企業向け賃上げ促進税制 (所得税・法人税・法人住民税)

見直し・延長

- 「成長と分配の好循環」に向けて、**中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す**ことが必要。
- **一人一人の賃上げや雇用の確保**により給与総額を増加させる中小企業を支援。特に、**より大幅な賃上げや人的投資**を行う企業については、**大胆な税額控除**を適用。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ **雇用者全体の給与**（給与等支給総額）が前年度比**1.5%以上増加**した場合に、その増加額の**15%を税額控除**。また、前年度比**2.5%以上増加**した場合には、**30%の税額控除**。
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除**。

## 【賃上げ要件】

**雇用者全体の給与**（給与等支給総額）が  
前年度比**2.5%以上**  
⇒ 給与増加額の**30%税額控除**※

or

**雇用者全体の給与**（給与等支給総額）が  
前年度比**1.5%以上**  
⇒ 給与増加額の**15%税額控除**※



## 【上乗せ要件：人的投資】

**教育訓練費**が  
前年度比**10%以上増加**  
⇒ **さらに税額控除率を10%上乗せ**※

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

## (参考) 租税特別措置の不適用措置の見直しについて

- 本措置は、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも特に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置。

### 現行制度

- 適用対象：資本金1億円超の大企業
- 措置内容：以下3つの要件「全て」に該当する場合、その法人には一部の租税特別措置の税額控除を適用しない。
  - ① 所得金額が前年度の所得金額を上回ること
  - ② 継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること
  - ③ 国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の3割以下に留まること

### 今回の改正部分

左の②の要件について、

資本金10億円以上かつ  
従業員数1,000人以上の企業で、  
前年度に黒字の企業については、

「継続雇用者給与等支給総額が、前年度から1%（R4年度は0.5%）以上増加していないこと」に見直し

### 対象となる租税特別措置

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、  
デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

- コロナ禍で世界の社会・ビジネス環境が目まぐるしく変わる中、**オープンイノベーションの重要性は一層高まっている**。
  - **大企業**は、自前主義を脱し、スタートアップが持つ革新的な技術やビジネスモデルを取り入れ、**新しい領域へスピード感を持ってチャレンジ**をしていくことで、**新たな勝ち筋を見出し、大胆な投資を実行する**
  - イノベーションの担い手である**スタートアップ企業**は、本税制を通じ、大企業等が有する資金だけでなく、**販路・技術・人材を活用**することで、**事業の成長**に繋がる
- こうした動きを加速化するため、一定の要件を満たす場合には**設立15年未満のスタートアップ企業も対象**にするなどの拡充を行った上で、**適用期限を2年間延長**する。

## 改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】



**出資法人：事業会社**  
(国内事業会社又はその国内CVC)

● **5年間の株式保有**  
⇒ **保有期間を3年間に短縮【拡充】**

**出資：所得控除25%**

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル



**出資先：スタートアップ**  
(設立10年未満の国内外非上場企業)  
⇒ **設立15年未満も対象に追加【拡充】**  
(売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業が対象)

# (参考 1 - 1) 事業会社×スタートアップ企業のオープンイノベーションの具体事例①

- 本制度はコロナ禍の2020年4月にスタート。コロナ禍で企業間の接触が難しい中でも、ヘルスケア・バイオ・宇宙など様々な分野で、新たな案件が成立。

## ①ヘルスケア

### 出資企業

高精度な血圧測定技術

+

### スタートアップ企業

心電図の解析技術

ビッグデータを活用し、血圧データと心電図の統合解析による心疾患リスクを予測するアルゴリズムを共同で開発。心疾患の発症予防の実現を目指す。



心電計付血圧計

## ②バイオ

### 出資企業

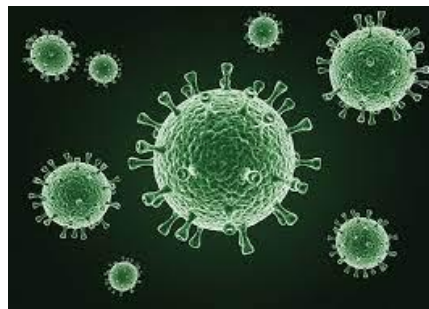
医薬品開発に係る技術・設備や顧客データ

+

### スタートアップ企業

「腫瘍溶解性ウイルス」(※)に係る技術  
(※) がん治療に有効なウイルス

出資企業が有する技術や設備等のリソースをスタートアップ企業に開放し、がん患者への負担の少ないがん治療薬の開発・展開を目指す。



## ③宇宙

### 出資企業

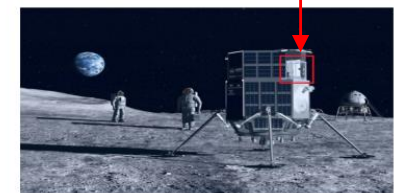
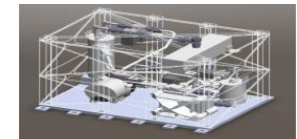
水を電気分解し、水素化できる技術

+

### スタートアップ企業

月面に機械装置を着陸する技術

月面に存在する水を電気分解し、将来的な宇宙空間での水素エネルギーの利活用の実現を目指す



## (参考 1 - 2) 事業会社×スタートアップ企業のオープンイノベーションの具体事例②

### ④ AI

#### 出資企業

自動車装置の開発に関する知見・環境

+

#### スタートアップ企業

エッジコンピューティング用AI開発

自動車の周辺の障害物をAIによって検知し、駐車場内での完全自動駐車の技術を共同開発する。



### ⑤ モビリティ（空飛ぶクルマ）

#### 出資企業

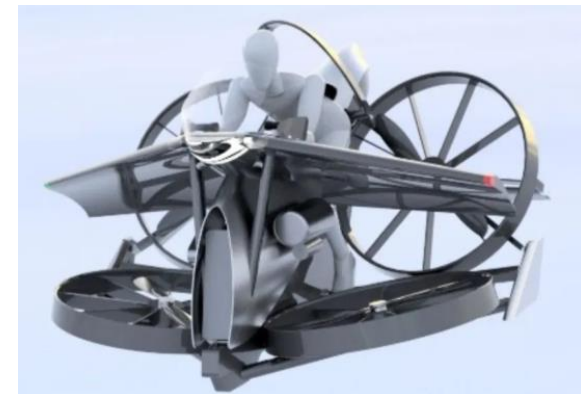
自動車部品的设计・製造

+

#### スタートアップ企業

空飛ぶクルマの開発

出資企業の設計技術、製造体制を活用し、空飛ぶクルマの開発・量産を目指す。



## (参考2) 設立10年以上のスタートアップ企業の例

- バイオ・素材・宇宙など事業化までに長期の研究開発期間を要する分野のスタートアップ企業や未上場の間に積極的な成長投資を行うスタートアップ企業等においては、設立10年以上経過しても、事業拡大のために事業会社が有する資金・技術・販路等が必要なケースも存在。
- そのため、売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字の場合に限り、設立15年未満のスタートアップ企業を本制度の対象に追加する。

### Spiber株式会社 (素材)

---

- 2007年設立 (日本初スタートアップ企業)
- 人工合成技術を駆使した新素材、構造タンパク質の「ブリュード・プロテイン」を開発
- 大企業との資本提携を契機に、研究開発を加速し、その後2019年に初製品化。2021年春には量産プラントの生産を開始し、グローバル展開予定。ユニコーン企業に成長



## (1-3) 5G導入促進税制の見直し・延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 5Gは、人手不足をはじめとする地域の社会課題の解決に資する重要インフラ。自動走行・自動配送、救急搬送の高度化、防災・減災、農業や工場等のスマート化など、用途は多岐にわたる。
- 過去2年で「超低遅延(リアルタイム)」「多数同時接続」という5Gの特徴を最大限発揮するための新技術 (基幹通信に係る新技術、通信全体での5G機能の最大発揮という趣旨で「スタンドアロン化」という。) の社会実装が可能に。

### 5Gの特徴

- 超高速・大容量：現行4Gの10倍
  - 4G以上の高速大容量通信によって、4K/8Kを始めとする大容量コンテンツも高速に伝送
- 超低遅延 (リアルタイム)：現行4Gの1/10
  - 4Gでは安全性の観点から実現が難しいとされていた、自動運転や救急搬送の高度化も可能
- 多数同時接続：現行4Gの40倍
  - 膨大な数のセンサーや端末が必要なスマート工場なども可能

過去2年で、これらの特徴を最大限発揮する新たな技術の社会実装が可能に。

### 高品質5Gインフラの全国整備

農家が農業を高度化する  
自動農場管理



事業主が工場へ導入  
スマートファクトリ



建設現場で導入  
建機遠隔制御



自治体等が導入  
河川等の監視



医療の現場で導入  
救急搬送の高度化



● 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、適用期限を3年間延長し、税額控除率を階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

全国・ローカル5G導入事業者



**5Gシステム導入計画 (主務大臣の認定)**  
 事業者 (全国・ローカル5G導入事業者) が提出する以下の基準を満たす計画を認定  
**<認定の基準>**  
 ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例 (税額控除等)

<課税の特例の内容>

控除額は当期法人税額の20%を上限

対象事業者	税額控除		特別償却
全国5G導入事業者	条件不利地域 ※1	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%
	その他地域	令和4年度：9% 令和5年度：5% 令和6年度：3%	
ローカル5G導入事業者		令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%

<対象設備>

- 全国5Gシステム※2、3
- ローカル5Gシステム※4
- 基地局の無線設備 (屋外に設置する親局・子局)
- 基地局の無線設備
- 交換設備
- 伝送路設備 (光ファイバを用いたもの)
- 通信モジュール

※1 別途定める過疎地域等の条件不利地域を指す  
 ※2 マルチベンダー化・SA (スタンドアロン) 化したものに限る  
 ※3 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る (令和5年度末まで)  
 ※4 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限る

# 省エネ法等の改正について

# 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための エネルギーの使用の合理化等に関する法律等<sup>(※)</sup>の一部を改正する法律案の概要

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律、エネルギー供給構造高度化法（高度化法）、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法

## 背景

- ✓ 第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、**2050年カーボンニュートラル**や**2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押し**すると同時に、**安定的なエネルギー供給を確保**するための制度整備が必要。

## 法律の概要

- ✓ **省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け**等の措置を講ずることで、①需要構造の転換、②供給構造の転換、③安定的なエネルギー供給の確保を同時に進める

### （１）需要構造の転換（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

- ① **非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化**
  - 非化石エネルギーの普及拡大により、供給側の非化石化が進展。これを踏まえ、**エネルギー使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善）の対象に、非化石エネルギーを追加**。化石エネルギーに留まらず、エネルギー全体の使用を合理化
- ② **非化石エネルギーへの転換の促進**
  - 工場等で使用するエネルギーについて、**化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求め**る
  - 一定規模以上の事業者に対して、**非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求め**る
- ③ **ダイヤモンドリスポンス等の電気の需要の最適化**
  - 再エネ出力制御時への需要シフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、**「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し**
  - 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資するための措置に関する計画（電気需要最適化を促す電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求め**る

### （２）供給構造の転換（高度化法、JOGMEC法、鉱業法）

- ① **再生可能エネルギーの導入促進**
  - JOGMECの業務に、**洋上風力発電のための地質構造調査等**を追加
  - JOGMECの出資業務の対象に、**海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）**を追加
- ② **水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進**
  - 位置づけが不明瞭であった**水素・アンモニアを高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け**、それら脱炭素燃料の利用を促進（高度化法）
  - JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**水素・アンモニア等の製造・液化等や貯蔵等**を追加
- ③ **CCS<sup>※</sup>の利用促進**
  - JOGMECの出資・債務保証業務等の対象に**CCS事業及びそのための地層探査**を追加
  - 火力発電であってもCCSを備えたもの（CCS付き火力）は高度化法上に位置付け**、その利用を促進（高度化法）
- ④ **レアアース・レアメタル等の権益確保**
  - レアアースを鉱業法上の鉱業権の付与対象に追加**し、経済産業大臣の許可がなければ採掘等できないこととする（鉱業法）
  - JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬**を追加

※Carbon dioxide Capture and Storage(二酸化炭素を回収・貯蔵すること)

### （３）安定的なエネルギー供給の確保<sup>(電気事業法)</sup>

- ① **必要な供給力（電源）の確保**
  - 発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、**発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める**
  - 脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、**経済産業大臣と広域的運営推進機関（広域機関）が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化**
- ② **電力システムの柔軟性向上**
  - 脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される**「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付け、系統への接続環境を整備**

※上記のほか、JOGMECによる事業者に対する情報提供や石油精製プロセスの脱炭素化などの措置を講ずる。

# 需要構造の転換

## エネルギーの定義の見直しと非化石エネルギーへの転換

- 化石エネルギーのみならず、非化石エネルギー（水素・アンモニア等）の使用も合理化することで、エネルギーの安定供給の維持につなげていくことが必要。このため、現行省エネ法の「エネルギー」の定義を見直し、**使用の合理化の対象を非化石エネルギーを含む全てのエネルギーに拡大**する。
- カーボンニュートラルの実現に向けては、供給サイドのみならず、需要サイドでの非化石エネルギーへの転換を進めていくことが必要。このため、**エネルギー多消費事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画の作成や、非化石エネルギーの使用状況の定期報告等を求める**。

現行

### 省エネルギー

- ◎省エネ法に基づく**化石エネルギーの使用の合理化**
  - エネルギー消費効率の**年1%改善**、業種別ベンチマーク目標、工場等における**省エネ取組**の実施
- ➔ 必要に応じて**指導・助言、罰則等**（制度的に担保）

### 非化石エネルギーへの転換

- ◎省エネ法の努力義務達成のための**非化石エネルギーの一部活用**
- ◎低炭素社会実行計画、チャレンジゼロ、RE100、EV100等
- ➔ 事業者の**自主的な取組**

改正後

【見直し事項①】  
エネルギーの定義の見直し

- ◎**全てのエネルギーの使用の合理化**
  - 省エネ法に基づく規制と補助金等のインセンティブを組み合わせ、省エネを更に深掘り

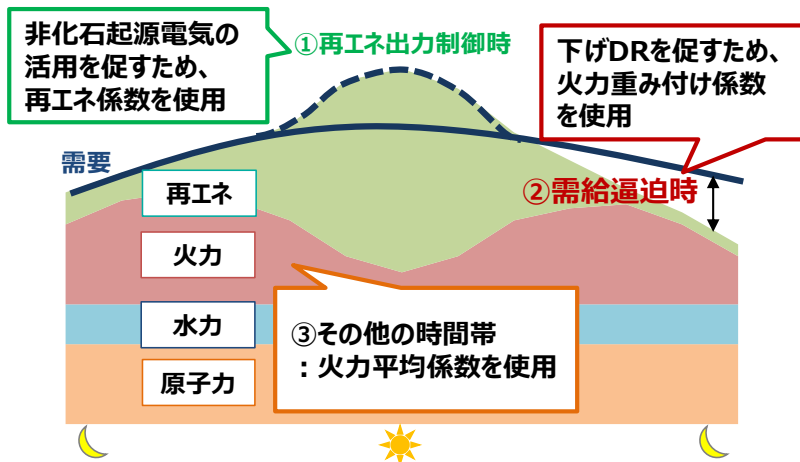
【見直し事項②】  
非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画の作成等

- ◎**非化石エネルギーへの転換の促進**
  - 非化石エネルギーの利用割合の向上
  - 製造プロセスの電化、水素化等
  - 購入エネルギーの非化石化

## デマンドレスポンス等の電気の需要の最適化

スキーム（イメージ）

- 太陽光発電等の変動型再エネの普及拡大を踏まえ、再エネ出力制御時の電気需要量の増加や、需給逼迫時の電気需要量の抑制など、**季節又は時間帯の電気の需給状況に応じた需要のシフトを促す**。
- また、**電気事業者に対し、電気需要最適化に資する取組を促すための電気料金等の整備を求め**る。



※数値は暫定値

需給状況	一次エネルギー換算係数 (1kWhの電気使用した際の エネルギー使用量)
①再エネ出力制御時	<b>3.6</b> MJ/kWh 【再エネ係数】
②需給逼迫時	<b>(9.5×α)</b> MJ/kWh 【火力重み付け係数】
③その他の時間帯	<b>9.5</b> MJ/kWh 【火力平均係数】

➔ **再エネ出力制御時に需要をシフトすることで、省エネ法上のエネルギー使用量を削減することが可能。（省エネと評価される。）** 23